

新型コロナウイルス感染症への対応について

奈良先端科学技術大学院大学

感染予防対策

- 感染拡大を防止するために、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの「密」を避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うこと
- 各領域棟及び事務局棟などにおいて、入構時にサーモグラフによる検温を行うこと
- 屋内の場合は、窓を開け、頻繁に換気を行うこと
- 飲食時は、同伴者と互いに2メートル以上離れ、向き合わないよう斜めに座ること
- 通常の感染症予防（流水と石けんによる手洗いか、アルコールによる手指消毒・マスク等の咳エチケット）を徹底すること
- 発熱がなく、咳のみの時には、常時マスクを着用すること
- 建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による手指衛生を行ってから入室すること
- 不要不急の外出は控えるようにすること
- 外出の場合も人ごみをできるだけ避けるようにすること
- 大人数での会食や飲み会を避けること
- 会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること
- 大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うこと

厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

健康管理

○発熱時の対応等について

1. 発熱や風邪症状がある場合は、出勤や登校を控え、速やかに身近な医療機関に電話相談のうえ、受診するようにしてください。

(参考)

◆本学近隣の診療所・病院（PCR 検査可能機関）

- ① 生駒市民病院 東生駒駅すぐ
TEL 0743-72-1111 電話予約（24 時間受付可能）
- ② 白庭病院 白庭台駅すぐ
TEL 0743-70-0022
- ③ 生駒メディカルセンター 生駒駅徒歩 1 分
TEL 0743-75-0111 電話予約（夜間・休日のみ）
- ④ 田中泌尿器科 生駒診療所 生駒駅徒歩 5 分
TEL 0743-75-2861 電話予約（9：00～18：00）
- ⑤ 鈴木内科クリニック 西大寺駅徒歩 3 分
TEL 0742-33-3786 電話予約（9：00～17：00）

※身近に医療機関がない場合などは、以下の相談窓口にご相談してください。

◆電話相談窓口（帰国者・接触者相談センター）

- ① 奈良県：新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（奈良県庁）
TEL 0742-27-1132 【24 時間対応】
- ② 大阪府：新型コロナ受診相談センター
居住地の保健所 【土日を含め終日対応】
- ③ 京都府：きょうと新型コロナ医療相談センター
TEL 075-414-5487 【24 時間対応】

-
2. 本人が PCR 検査を受けた場合は、受検したこと及び受検の結果を必ず保健管理センターへ報告してください。

なお、PCR 検査の結果、陽性の場合は、保健所等の指示に従うとともに、治癒したと判断されるまで「就業停止」「出席停止」となります。陰性の場合は、受診した医師の判断に従って、出勤、登校してください。

保健管理センター TEL：0743-72-5108 E-mail：hcc[at]hcc.naist.jp

3. 本人又は同居人が濃厚接触者として保健所等から検査等の協力要請があった場合は、保健所等の指示に従い、指示のあった期間自宅待機してください。

- 同居人に発熱や風邪症状がある場合は、本人に発熱や風邪症状があるか否かにかかわらず、上記1の取扱いとします。

本人又は同居家族に発熱、症状がみられる場合の対応フロー：

https://ad-info.naist.jp/k-soumu/somu/coronav_flow_J1224.pdf

奈良県ホームページ：<http://www.pref.nara.jp/55410.htm>

大阪府ホームページ：

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

京都府ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/soudan.html>

新型コロナワクチン

- 周辺自治体における新型コロナワクチン接種にかかる情報収集を行い、適宜学生・教職員に対し情報発信を行うとともに、留学生等に対し予約の補助を行うなどサポートを行います。

海外渡航

1. 基本方針

本学教職員・学生の渡航は、私事渡航を含め、感染症危険レベル3の国・地域については、渡航は行わないでください（渡航中止勧告）。

また、感染症危険レベル2の国・地域についても、不要不急の渡航は行わないでください。

<参考>

感染症危険レベルの国・地域に関する情報（外務省海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2. 例外措置

感染症危険レベル2又は3の国・地域への海外渡航に関する本学の対応は、原則として上記1のとおりですが、以下の（1）又は（2）の場合には、必要な手続きを行った上で、例外措置として海外渡航が認められることがあります。

（1）学生の海外留学

- 学生の海外留学に伴う感染症危険レベル2又は3の国・地域への海外渡航については、令和3年7月9日付けの通知文書「本学の学生の海外留学について」において示した方針等を踏まえ、一定の条件を満たしたものについて、学則第48条に基づき学長が海外留学の許可の判断をすることとしています。
- 具体的には、対象となる留学（ダブル・ディグリー・プログラムを含む学位取得を目的とする留学、留学期間1年間（実際の派遣期間9ヶ月以上）の留学等）について、渡航先の感染状況、感染防止策、現地の医療体制、帰国時の防疫措置、帰国ルート、保険加入等を確認した上で、最新の状況を踏まえて、個別に判断することとしています。

す。

- このため、海外留学を検討している学生は、十分な期間の余裕をもって研究・国際部国際課に相談してください。

<参考>

令和3年7月9日付けの通知文書「本学の学生の海外留学について」

<https://ad-info.naist.jp/kokusai/member/pdfs/2021079studyabroad.pdf>

(2) その他やむを得ない事由

- やむを得ない事由により、感染症危険レベル2又は3の国・地域に渡航を計画している場合は、以下の手続きを行ってください。

ア 研究室構成員（教員及び学生等）の海外渡航（学生の海外留学を除く※）

- ・ 研究室主宰者の了承を受けた上で渡航してください。

なお、研究室主宰者は相談を受けて渡航を了承した場合、遅滞なく領域長及び領域事務室に報告してください。領域事務室は報告のあった渡航計画について、危機対策本部事務局の企画総務課に報告してください。

- ・ 感染なく無事に帰国し、学内に復帰した際には、研究室主宰者から領域長及び領域事務室に報告し、領域事務室は企画総務課に報告してください。
- ・ 万が一、渡航者が感染した場合、研究室主宰者は、領域長及び保健管理センターに直ちに報告してください。

※ 留学願の提出が必要となる留学（原則3か月以上）以外の目的による学生の海外渡航については、(1)において、一定の条件を満たした留学について、渡航先の感染状況、感染防止策、現地の医療体制、帰国時の防疫措置、帰国ルート、保険加入等を確認した上で判断することとしていることを踏まえ、慎重に判断してください。

イ その他本学の構成員の海外渡航

- ・ 所属長の了承を受けた上で渡航してください。なお、所属長は、渡航計画について、危機対策本部事務局の企画総務課に報告してください。
- ・ 感染なく無事に帰国し、学内に復帰した際には、所属長は、企画総務課に報告してください。
- ・ 万が一、渡航者が感染した場合、所属長は、保健管理センターに直ちに報告してください。

- 上記のア又はイにより承認を受けた上で、海外渡航する場合には、渡航先の国・地域の入国制限、入国後の行動制限、感染防止策等について、渡航先の国・地域の政府のウェブサイト、日本の外務省や在外公館（大使館・総領事館）のウェブサイト等で事前に十分に確認し、安全確保に留意して渡航してください。

<参考>

新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置（外務省ウェブサイト）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

在外公館リスト（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

海外からの帰国

○国籍を問わず全ての入国者に対し、検疫の強化が行われています。

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○2020年11月1日から「日本に居住するビジネスパーソンからの短期出張からの帰国・再入国時の行動制限を緩和する措置」が開始されましたが、この仕組みによる措置は一時停止されています。

海外からの来訪者受入

○2020年10月1日から在留資格認定証明書を所有している者であれば、原則として全ての在留資格（例：「教授」、「留学」、「家族滞在」）が新規入国許可の対象となりましたが、この仕組みによる措置は一時停止されています。

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

国内出張・旅行など

○不要不急の都道府県をまたぐ移動は控えてください。

また、感染拡大の防止の観点から、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続的に行ってください。

なお、発熱等の症状がある者は、国内出張などは控えてください。

学生の授業、実験等

○対面で行う必要がある講義や研究室見学などについては、十分な感染対策を講じた上で実施してください。

○学生の実験・実習・演習等の実施については、各領域の指示に従ってください。

教員及び学生等の研究活動

○研究活動を行うことはできますが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続的に行ってください。

学内会議

○オンラインでの会議開催やオンライン参加を推奨しますが、対面会議で開催する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行ってください。

教職員の就業等

○教職員の職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれていますが、接触機会の低減に向け、教育研究上又は業務遂行上支障がない範囲内で、在宅勤務、時差出勤を行ってください。